

# 第5章 成年後見制度利用促進基本計画



## 1. 計画の概要

成年後見制度とは、認知症や精神障がいなどによって物事を判断する力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、財産管理等の援助を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう定められています。また、国の成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方の一つとして、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」を示しています。

本市ではこれを踏まえ、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」のなかで「第二次筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向け推進します。

## 2. 成年後見制度をとりまく本市の現状と課題

### (1) 対象者の推計

成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）は、2,369人となっています（令和6年10月時点）。

障がい者は、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数が2,122人となっています（令和5年3月時点）。手帳所持者数は増加傾向にあります。

### (2) 本市の成年後見制度の申立件数の推移

筑紫野市の成年後見制度の申立件数（令和6年）は、183件であり、令和2年よりも増加しています（図表28）。

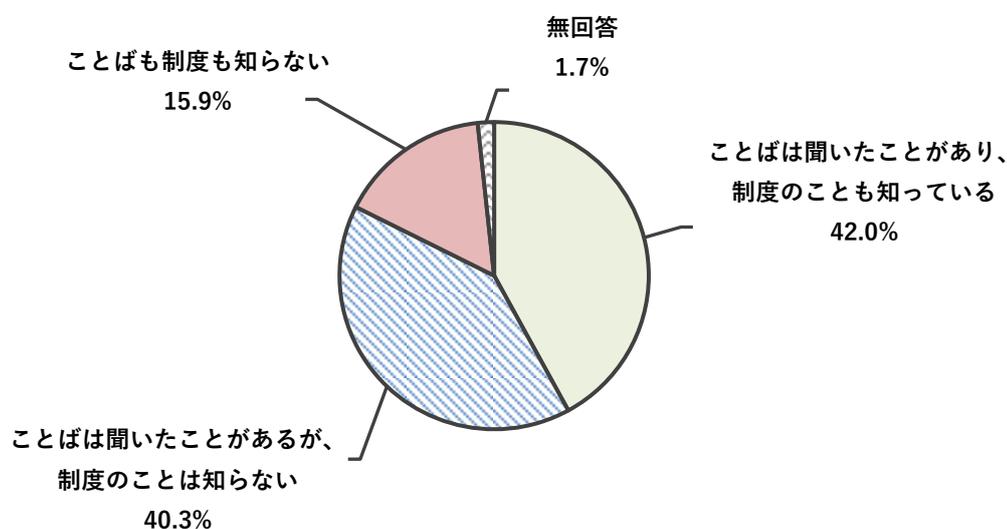
図表 28 成年後見制度の申立件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	168件	166件	168件	166件	183件

### (3) 制度の認知度

市民アンケートにおいて、「認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などによって、判断能力が十分でない人の財産と権利を守る「成年後見制度」について、知っていますか」とたずねたところ、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」が42.0%で最も高く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」(40.3%)、「ことばも制度も知らない」(15.9%)と続いています(図表 29)。

図表 29 成年後見制度の認知度(単数回答)



計：1321人

### (4) 課題

成年後見制度を必要とすると考えられる認知症高齢者数、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数に対し、申立件数は年々増加しているものの、多くの人々が制度の利用に至っていないことが考えられます。

制度自体を知らない市民も多く、広報・啓発の取組が必要です。

### 3. 計画の基本方針

本市基本計画は、「地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること」を目的として策定し、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を目標に、取組を進めてきました。

本市第二次計画においては、本市基本計画の基本的な理念を継承しながら、国の第二次成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を基に内容の見直しを行うものとします。

具体的には、権利擁護支援の地域連携ネットワークのさらなる充実を図り、中核機関を中心として、司法や福祉専門職などの視点を取り入れ、広報・啓発を通じた制度の周知、相談支援など、成年後見制度の利用促進に向けた方策を検討し、権利擁護支援の推進・充実を図ります。

### 4. 目標達成のための施策

中核機関では、以下の4つの役割の充実に向け、段階的に取組を進めます。

#### (1) 広報の充実（広報機能）

##### 【施策の方向性】

様々な媒体で成年後見制度の周知を図り、制度の利用を促します。

取組の方向性	内 容
相談窓口の周知・啓発	○広報ちくしのや市ホームページなど様々な手段での相談窓口の周知



成年後見制度講演会

(2) 相談支援（相談機能）

【施策の方向性】

成年後見制度の利用について、早期の段階から相談できるよう、制度の周知と併せて、中核機関の相談窓口の周知に努めます。相談支援の際は、必要に応じて各窓口間及び司法や福祉専門職とも協働しながら進めます。

また、日常生活自立支援事業等とも連携し、権利擁護支援が必要な人の発見・支援に努めます。

取組の方向性	内 容
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の設置及び周知</li> <li>○窓口間・専門職及び関係機関との連携・協働による相談対応</li> <li>○日常生活自立支援事業との連携</li> </ul>

(3) 成年後見制度の利用促進（利用促進機能）

【施策の方向性】

費用負担能力や身寄りのない人であっても成年後見制度を適切に利用できるよう、申立の実施や報酬助成を行うとともに、地域で権利擁護に携わる市民を増やすため、市民を対象に啓発を行います。

また、他市の事例を研究の上、法人後見を行う法人、今後養成される市民後見人<sup>※</sup>及び専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）など、ケースに応じた後見人候補者の選任に向けた調整を円滑に行える体制の構築に向けて検討します。

取組の方向性	内 容
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身寄りのない人に関する申立の実施</li> <li>○後見報酬の助成</li> <li>○成年後見制度に関する講演会</li> <li>○権利擁護に携わる担い手の育成</li> <li>○ケースに応じた適切な後見人候補者の検討ができる体制整備</li> </ul>

#### (4) 後見人への支援（後見人支援機能）

##### 【施策の方向性】

中核機関では後見人からの相談にも対応し、後見人が適切な対応ができるよう助言を行います。

また、必要に応じて、利用者の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用がなされるよう、利用者本人に身近な親族・司法・福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりの調査研究を進め、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職とも連携し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるような支援体制の整備に向けて調査研究を進めます。

取組の方向性	内 容
後見人の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見人の相談対応・助言</li> <li>○親族・司法・福祉・医療・地域の関係者を交えたチームへの支援</li> </ul>

## 5. 計画の推進

上記の施策について、段階的に取組を進め、関係課および各専門職団体・関連機関、福祉・医療・地域等の関係者等との協議の場において、定期的に進捗状況の把握・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、関係課および各専門職団体・関連機関、福祉・医療・地域等の関係者等が連携・協働し、支援を必要とする人の発見・支援、早期の段階からの相談支援体制の整備等、適切に権利擁護支援につながる仕組みの整備を推進します。

★住民・地域にできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会に積極的に参加するなどして、成年後見制度についての正しい知識を身に付けるようにします。</li> <li>○家族や身近な人が制度を利用することになったとき、本人に対する声かけ・見守りや、後見人等に対しての手伝いをできる範囲で行います。</li> </ul>